

プレミアム付商品券事業のお知らせ

10月1日(火)からプレミアム付商品券を販売します。

問合せ：産業振興課プレミアム付商品券事業担当 ☎072-947-3726 (直通)

●事業の概要

消費税・地方消費税の10%への引上げが住民税非課税の方・小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、本年10月1日(火)からプレミアム付商品券の販売を行います。

プレミアム付商品券は、事前に登録された店舗で本年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)までの間に使用できます。

●購入対象者

①平成31年度分の市民税が課税されていない方

(平成31年度分の市民税が課税されている方の配偶者、扶養親族等・生活保護の被保護者等を除く。)

②平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子のいる世帯

●商品券の購入可能額

①市民税非課税の方：購入対象者一人につき25,000円分(販売額20,000円)

②子育て世帯主の方：平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれたお子さん一人につき25,000円分(販売額20,000円)

※分割販売(5,000円分の商品券を4,000円で購入×5回)も実施します。

●申請方法

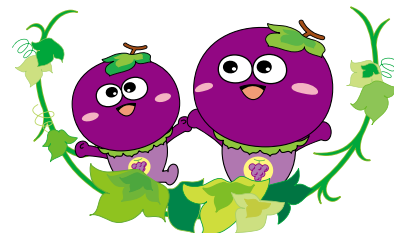
①住民税非課税の方：平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村へ申請が必要。対象となる可能性のある方に7月下旬以降、申請書を郵送します。(受付は8月以降を予定しています。)

②子育て世帯主の方：申請は不要。

●購入方法

購入対象者には、9月中旬以降に購入引換券を送付します。

購入引換券を持って商品券の販売場所で購入できます。



●その他

商品券の販売場所や日時、商品券の使用可能店舗などの詳細はあらためて広報します。

●ご注意

・一定の居住地を持たない方でいずれの市区町村にも住民登録がされていない方については、平成31年1月2日以降であっても住民登録の手続きを行えば、申請をすることができます。

・DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童で、他の市区町村から住民登録を移さずに羽曳野市にお住まいの方については、羽曳野市で申請を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

市区町村や内閣府などがATMの操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを求めることはありません。不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。